

生物モニタリング調査

1 目的

平成13年度から現場内及び周辺において、地下水及び表流水の化学的なモニタリングを実施してきた結果、周辺地点で環境基準の超過は見られなかったところであるが、汚染物質の複合的な影響を把握するため、身近な生物を指標とした生物モニタリング調査を実施するものである。

2 調査手法の検討

生物調査の実施に当たっては、指標となる生物種、調査手法、結果の評価方法を検討する必要があるが、専門性の高い分野であることから、専門家で構成する「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会」を設置して検討することとする。

3 評価委員会の役割

(1) 生物モニタリング手法の検討

- ① 指標生物の選定
- ② 調査対象地点の検討
- ③ 調査手法の検討

(2) 生物モニタリング調査結果の評価

4 県の役割

評価委員会の事務局となり、検討結果を踏まえて生物モニタリング調査を実施し、データの蓄積を図るとともに、その結果及び評価に係わる情報を公開する。

5 原状回復対策推進協議会等との関係

評価委員会は原状回復対策推進協議会の下部組織としてではなく、独立して設置するものであり、その評価・検討結果は、原状回復対策推進協議会及び青森県環境審議会への報告事項とする。

県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会設置要領（案）

（趣旨）

第1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄現場からの周辺への影響を把握するための生物を指標としたモニタリングについて、必要な検討・評価等を行うため、「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

（所掌）

第2 評価委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 生物モニタリング手法の検討
- (2) 生物モニタリング調査結果の評価
- (3) 評価結果の公表
- (4) その他必要な事項

（組織）

第3 評価委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する

（会長及び副会長）

第4 評価委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5 委員の任期は2年とする。

（会議）

第6 評価委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 評価委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第7 会長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第8 評価委員会の庶務は、県境再生対策室において処理する。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成16年 月 日から施行する。

委 員 構 成 (案)

区 分	員 数
学識経験者（環境影響評価）	1名
学識経験者（淡水魚）	1名
学識経験者（小動物）	1名
学識経験者（両生類・甲殻類）	1名
学識経験者（生物関係地元研究者）	1名
計	5名程度